株 式 会 社 関 商 運 輸

運輸安全マネジメントの取組み

営業拠点

本社営業所　　筑波営業所

土浦営業所　　千葉営業所

※運輸安全マネジメント制度とは　　国土交通省へのリンク

輸送安全マネジメントの取組み

令和　8年度(R8.6.21～R9.6.20)

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和　8年度の安全目標

【事故･災害件数】

交通事故件数	2 （件以内）
労働災害（休業４日以上）	0 （件）
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）

【重点項目】

（1） 悪質な違反行為（酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反）の防止

（2） 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止

（3） バック追突事故の防止

（4） 健康管理の推進（二次検診の受診）

3. 目標達成のための計画

（1） 安全衛生委員会を年１２回実施する（毎月第３土曜日実施)。

（2） 運転者安全会議を年１２回実施する（毎月第４土曜日実施)。

（3） 外部講師招聘による運行管理者教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施)。

（4） 外部講師招聘による運転者安全教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施)。

（5） 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する（新規採用時)。

（6） 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する（事故発生時、HHK 報告時)。

（7） 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。

（8） ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ（前方・室内映像）を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和　7年度(R7.6.21～R8.6.20)の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	2 （件）	2 （件）	達成
労働災害（休業４日以上）	0 （件）	0 （件）	達成
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）	0 （件）	達成

令和　８年　６月３０日

株式会社関商運輸
本社営業所
代表取締役　関　庫一

輸送安全マネジメントの取組み

令和　8年度(R8.6.21～R9.6.20)

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和　8年度の安全目標

【事故･災害件数】

交通事故件数	2 （件以内）
労働災害（休業４日以上）	0 （件）
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）

【重点項目】

（１） 悪質な違反行為（酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反）の防止

（２） 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止

（３） バック追突事故の防止

（４） 健康管理の推進（二次検診の受診）

3. 目標達成のための計画

（１） 安全衛生委員会を年１２回実施する（毎月第３土曜日実施)。

（２） 運転者安全会議を年１２回実施する（毎月第４土曜日実施)。

（３） 外部講師招聘による運行管理者教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施)。

（４） 外部講師招聘による運転者安全教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施)。

（５） 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する（新規採用時)。

（６） 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する（事故発生時、HHK 報告時)。

（７） 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。

（８） ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ（前方・室内映像）を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和　7年度(R7.6.21～R8.6.20)の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	2 （件）	1 （件）	達成
労働災害（休業４日以上）	0 （件）	0 （件）	達成
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）	0 （件）	達成

令和　８年　６月３０日

株式会社関商運輸
筑波営業所
代表取締役　関　庫一

輸送安全マネジメントの取組み

令和　8年度（R8.6.21～R9.6.20）

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和　8年度の安全目標

【事故・災害件数】

交通事故件数	1 （件以内）
労働災害（休業４日以上）	0 （件）
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）

【重点項目】

（1） 悪悪質な違反行為（酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反）の防止

（2） 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止

（3） バック追突事故の防止

（4） 健康管理の推進（二次検診の受診）

3. 目標達成のための計画

（1） 安全衛生委員会を年１２回実施する（毎月第３土曜日実施）。

（2） 運転者安全会議を年１２回実施する（毎月第４土曜日実施）。

（3） 外部講師招聘による運行管理者教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施）。

（4） 外部講師招聘による運転者安全教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施）。

（5） 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する（新規採用時）。

（6） 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する（事故発生時、HHK 報告時）。

（7） 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。

（8） ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ（前方・室内映像）を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和7年度（R7.6.21～R8.6.20）の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	1 （件）	0 （件）	達成
労働災害（休業４日以上）	0 （件）	0 （件）	達成
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）	0 （件）	達成

令和　8年　6月３０日

株式会社関商運輸
土浦営業所
代表取締役 関 庫一

輸送安全マネジメントの取組み

令和　8年度(R8.6.21～R9.6.20)

1. 基本的方針

当社では、輸送の安全確保が事業経営・継続の根幹である事を深く認識し、業務の基本動作として輸送の安全確保に関する法規、条例、協定を遵守する。また経営者、管理者および運転者は、交通事故撲滅を目指し、安全運行への継続的改善かつ安全運転の推進に努める。

2. 令和　8年度の安全目標

【事故･災害件数】

交通事故件数	1 （件以内）
労働災害（休業４日以上）	0 （件）
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）

【重点項目】

（1） 悪質な違反行為（酒酔い・酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、妨害運転、救護義務違反）の防止

（2） 交差点付近のわき見／よそ見／ながら運転による追突事故の防止

（3） バック追突事故の防止

（4） 健康管理の推進（二次検診の受診）

3. 目標達成のための計画

（1） 安全衛生委員会を年１２回実施する（毎月第３土曜日実施)。

（2） 運転者安全会議を年１２回実施する（毎月第４土曜日実施)。

（3） 外部講師招聘による運行管理者教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施)。

（4） 外部講師招聘による運転者安全教育を年２回実施する（半期・第４土曜日実施)。

（5） 雇入れ時の安全教育・運転指導を体系的・計画的に実施する（新規採用時)。

（6） 事故惹起者への再発防止のための教育指導を個別に実施する（事故発生時、HHK 報告時)。

（7） 駐車時の輪止め／後退時の下車後方確認を周知徹底し安全意識の向上を図る。

（8） ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ（前方・室内映像）を活用し危険運転の防止を図る。

4. 令和　7年度(R7.6.21～R8.6.20)の達成状況

	目標	結果	判定
交通事故件数	1 （件）	1 （件）	達成
労働災害（休業４日以上）	0 （件）	0 （件）	達成
自動車事故報告規則第２条に規定する事故	0 （件）	0 （件）	達成

令和　８年　６月３０日

株式会社関商運輸
千葉営業所
代表取締役　関　庫一